

特定行為を実施しています

特定行為について

特定行為とは、あらかじめ医師が定めた手順書※により、研修を受けた看護師が診療の補助を行うことです。

特定行為の詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



当院では、専門的な知識と技術が必要とされる診療の補助を厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修を修了した看護師が、医師の指示（手順書）を受けて安全に行っています。

特定行為区分

呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連

呼吸器(気道確保に係るもの)関連

呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連

栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連

栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入)関連

創傷管理関連

創部ドレーン関連

動脈血液ガス分析関連

透析管理関連

栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

血糖コントロールに係る薬剤投与関連

術後疼痛管理関連

特定行為に係る相談がある場合は、下記までお問い合わせください。

患者相談窓口

【受付時間】月曜日～金曜日(休日を除く)

午前8:30～午後5:15

【場所】東館1階 地域連携室

【窓口責任者】奥谷 健悟